

札幌市児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年6月4日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第37号

札幌市児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則

札幌市児童福祉施設管理規則（昭和39年規則第30号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げ、同条第6項中「母子生活支援施設」を「区保育・子育て支援センターにあっては所長」に改め、「、区保育・子育て支援センターにあっては所長」を削り、同項を同条第5項とする。
- (2) 第10条第1項中「母子生活支援施設又は」を削り、「同条」を「同条ただし書」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。
- (3) 第11条中「母子生活支援施設、」を削り、「第2項、第5項及び第7項」を「第3項及び第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。